

京都市告示第435号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は、次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を、同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

令和2年11月27日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使 途	適用区分
NPO 法人 TOMORROW に対する寄附金	京都市左京区新聞之町通二条下る頭町343番地3	当該法人の主たる目的である業務	令和2年11月4日から令和5年11月3日までに支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)